

伊豆の国市文化財展示施設基本計画（案）

令和6年1月
伊豆の国市

目次

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・目的	1
2. 関連計画との位置付け	3
3. 伊豆の国市郷土資料館の現状と課題	4
4. 文化財資料収蔵施設の現状	8

第2章 基本的な整備方針

1. 基本理念（目指す姿）	10
2. 基本方針	11
3. 利用者イメージ	12

第3章 事業活動計画

1. 基本的な考え方	13
2. 事業内容	14
2-1. 展示事業	14
2-2. 教育普及事業	16
2-3. 調査研究事業	17
2-4. 収集保存事業	18
2-5. 交流・サービス事業	19

第4章 教育普及活動計画

1. 基本的な考え方	20
2. 教育普及活動のプログラム	21
2-1. 体感型プログラム	21
2-2. 双方向的な学習プログラム	21
2-3. 学習補助資料（マルチメディアガイド）	22
3. 学校教育との連携	23
3-1. 校外学習の場の提供	23
3-2. 社会科授業、総合学習授業、地域学習の補足	23
4. 市内各施設との連携	24
4-1. 現地への誘導	24
4-2. 多様な利用主体との連携	24

第5章 施設整備計画

1. 基本的な考え方	25
2. 立地環境	26
3. 敷地条件と配置計画	28
3-1. 敷地条件・関連法令	28
3-2. 配置計画	29
4. 諸室機能と全体構成	30
4-1. 諸室機能	30
4-2. 機能構成	32
4-3. 平面構成	33
5. 環境・防災に配慮した整備計画	35
5-1. ZEBの導入について	35
5-2. 防災機能の整備	36
6. 施設イメージ	38

第6章 展示計画

1. 展示コンセプトと基本的な考え方	39
1-1. 展示コンセプト	39
1-2. 基本的な考え方	40
2. 展示テーマ・構成	41
3. 展示イメージ	42
3-1. プロローグ展示	42
3-2. 常設展示	43
3-3. 企画展示	46
3-4. 展望（エピローグ）展示	46
4. 展示構成・展示手法例	47
5. 展示解説の考え方	48

第7章 管理運営計画

1. 基本的な考え方	49
2. 開館形態	50
3. 関連施設・機関などとの連携	51
4. 管理運営方式と管理運営に求められる体制・人材	52
4-1. 管理運営方式	52
4-2. 管理運営に求められる体制・人材	53

第8章 整備スケジュール

1. 整備スケジュール	54
-------------------	----

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・目的

本市は、様々な時代の歴史・文化が重層的に蓄積しており、また、日本史における時代の変革の端緒を開いた地域であり、さらには、狩野川を軸とした自然に育まれた歴史を有しています。

本市では、第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画において、「歴史・文化・芸術を活かすまちづくり」を政策の柱として位置付け、その主要施策として、「文化財の保存・活用」、「郷土愛を育む環境の整備」、「郷土学習の充実」などを掲げ、各種の取組を推進しています。

市の文化財を展示する施設としては、昭和42年に、韮山地区の山木遺跡出土品の収蔵・公開を主な目的とした韮山郷土史料館が開館し、旧韮山町の遺跡から出土した土器や石器、寄贈を受けた民具などの展示を行っていました。

その後、平成17年には、伊豆長岡町、韮山町、大仁町の3町合併に伴い、伊豆の国市韮山郷土史料館に改称しましたが、この施設は、重要文化財江川家住宅に隣接していることから、学校教育の一環として、毎年多くの児童・生徒が利用する学習拠点としても効果的に機能していました。

そのような中、平成29年に現在地（伊豆の国市立中央図書館2階）に移転してリニューアルオープンした伊豆の国市郷土資料館においては、出土品の展示及び解説パネルなどを通じて歴史・文化の紹介をしています。

文化財の公開については、文化財保護法において、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」と規定されています（第4条第2項）。

しかし、伊豆の国市郷土資料館は、展示室の面積が約100㎡であり、多種多様な文化財を有する本市の公開施設としては、十分なスペースが確保されていません。

また、温湿度環境の調整機能が不十分であるため、例えば、国指定重要有形民俗文化財である山木遺跡の出土品（木製品）など、以前は市民に公開されていた市の貴重な資料について、現在は展示することができない状態にあります。加えて、これまでに市が実施してきた文化財などの調査・研究及びその後の保存の措置は、公費によって行われたものですが、現状では、その成果などについて、市民に適切に還元することができていない状況にあります。

これらのことから、文化財の公開面における活用に関して、本市は大きな課題を有していると言えます。

さらに、施設の立地に関しても、史跡などが集中して存在する地域から離れて位置していることから、児童・生徒による地域学習（史跡巡り）及び来館者の周遊との連動性の点で

も課題となっています。

その他、葦山反射炉、江川家住宅及び願成就院などにおいては、公開・活用が図られているものの、いずれも個別の文化財に関するものであることから、市民や来訪者に対して、本市の歴史・文化の全体像を十分に伝えることができていない状況にあります。

以上のような課題の解決に向けて、本市では、新たな文化財展示施設（以下、「新施設」といいます。）を設置することとしました。

新施設は、市内に点在する個々の文化財や、既存の文化財調査室、収蔵施設なども含め、本市が文化財の保存・活用を推進する上で、その拠点となるものです。

本計画は、新施設の設置に向けて、施設の基本理念（目指す姿）、基本方針を明らかにした上で、事業活動計画、教育普及活動計画、施設整備計画、展示計画、管理運営計画及び整備スケジュールについて検討・整理することを目的として策定したものです。

2. 関連計画との位置付け

新施設の整備に際して、本市の掲げる上位計画及び関連計画とその位置付けは、下記のとおりです。

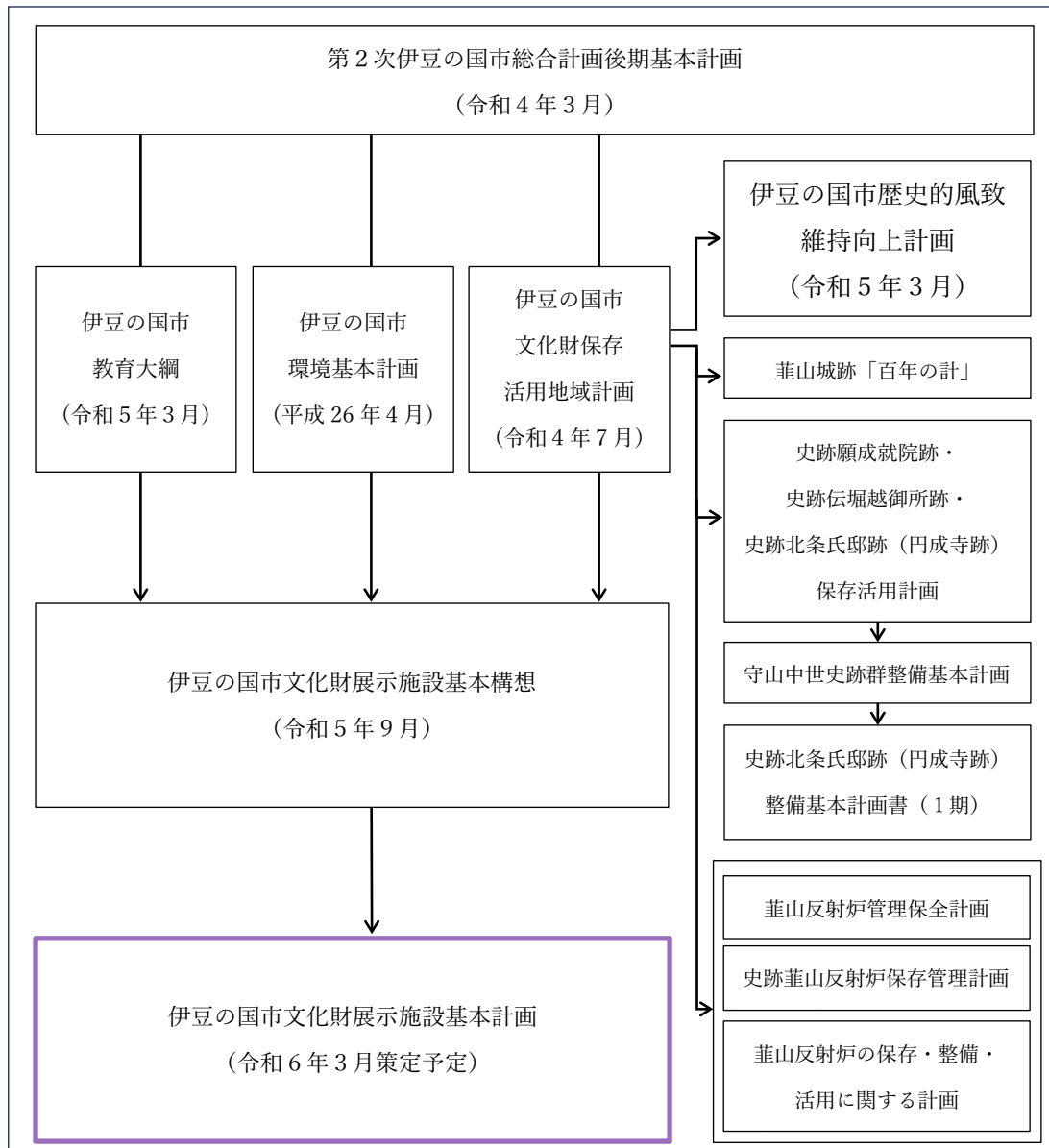


図 1-1 関連計画との位置付け

3. 伊豆の国市郷土資料館の現状と課題

(1) 施設に関わる経緯・概要

本市における文化財の展示施設の歴史は古く、昭和42年に開館した「葦山郷土史料館」に始まります。葦山郷土史料館は、周辺一帯で発掘調査が行われた山木遺跡出土の国指定重要有形民俗文化財の収蔵・展示を主な目的とし、山木遺跡をはじめとする旧葦山町内の遺跡から出土した土器や石器、寄贈を受けた民具などの展示が行われていました。山木遺跡は全国的にも有名な遺跡で、この史料館は町民の誇りであるとともに、町内外から多くの来館者がありました。

平成17年には、伊豆長岡町、葦山町、大仁町の3町が合併したため、名称を「伊豆の国市葦山郷土史料館」に変更するとともに、展示品・内容を旧3町全体の歴史に広げた展示施設としてリニューアルしました。この施設は重要文化財江川家住宅に隣接していることから、学校教育の一環として、毎年多くの児童・生徒が利用する学習拠点としても機能し、また、葦山反射炉にも近いことから、観光による来館者も多くありました。

しかし、施設設置から約50年が経過し、老朽化が進むとともに、基礎部分の耐震性が不足していることも判明したことから、平成29年5月末に閉館しました。

また、施設の敷地は、平成16年に国史跡に指定された「葦山役所跡」の範囲内であることから、同地に建て替えるのではなく、現在地に移転、リニューアルし、「伊豆の国市郷土資料館」と名称を変更しました。

現在、この施設では、市内の発掘調査出土品の展示及び解説パネルなどを通じて歴史・文化の紹介をしています。

表 1-1 施設概要

所在地	伊豆の国市三福 253 番地の 1 (伊豆の国市立中央図書館 2 階)
規模	展示室面積約 100 m ²
運営	伊豆の国市
休館日	月曜日、毎月最後の金曜日 その他、伊豆の国市立中央図書館の休館日に準拠
開館時間	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
入館料	無料

表 1-2 施設に関わる経緯

年度	出来事・概要
昭和 42 年	重要文化財江川家住宅の隣接地に葦山郷土史料館開館
平成 17 年	3 町合併により、伊豆の国市葦山郷土史料館に名称を変更
平成 29 年	伊豆の国市郷土資料館として現在地 (伊豆の国市立中央図書館 2 階) に移転

(2) 展示室の状況

市内の遺跡から出土した旧石器時代から江戸時代までの土器や石器などを展示し、本市の通史を紹介しています。

また、寄贈を受けた民具などの展示も行っています。

その他、企画展示コーナーを設け、テーマを設定し、市内の様々な文化財を紹介しています。

なお、展示室の入口外側のスペースを活用し、静岡県指定文化財の展示及びクイズコーナーの設置などを行っています。



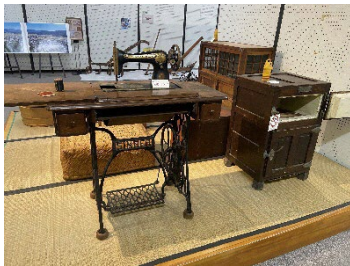
縄文土器



高床建物・竪穴住居復元模型



中世の器類



昔の道具(民具)



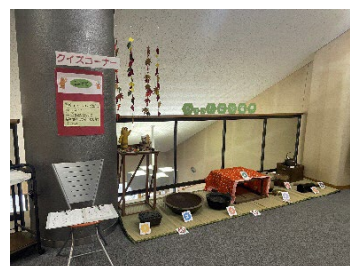
企画展(例)
「農業いまむかし」



触れる展示



指定文化財の縄文土器
(室外)



クイズコーナー(室外)

(3) 施設の利用状況

伊豆の国市郷土資料館の来館者数及び学校教育における施設の見学や体験学習の利用状況は、下記のとおりです。

韮山郷土史料館として開館していた平成 28 年度までは、一般利用による見学人数は1万人を上回っており、学校団体利用においては毎年約 50 校、4,000 人の児童・生徒が施設見学や火起こし体験を行っていました。このことは、韮山郷土史料館が、韮山反射炉や江川家住宅などを見学する韮山史跡巡りの周遊コース上に立地していたことや、施設の出入口前で火起こし体験を実施していたため、施設見学と体験学習を併せて実施できたことが大きな要因として挙げられます。

しかし、現在地に移転したことにより、韮山史跡巡りの周遊コース上から外れ、また、敷地内での火起こし体験の実施ができなくなったことも重なり、移転した翌年の平成 30 年度から令和 4 年度において、一般利用による見学人数は、韮山郷土史料館の施設見学人数の半分に達しておらず、また、施設見学を行った学校数はいずれの年度も 10 校以下にとどまっており、見学人数も大きく減少しています。

また、令和元年度の火起こし体験などの体験学習に参加した学校数は、韮山城跡に隣接し、韮山史跡巡りの周遊コース上に位置する城池親水公園での実施体制が整ったことにより、前年度の約 2 倍に増加しますが、コロナ禍での休館や不要不急の外出自粛の影響を受けた令和 2 年度の訪問学校数は、4 校まで減少しています。その後は増加傾向に転じていますが、韮山郷土史料館において実施していたときと比べると、1/4 程度の水準にとどまっています。

表 1-3 施設利用状況

年度	伊豆の国市郷土資料館				
	一般利用	学校団体利用			
	施設見学	施設見学		火起こしなど体験学習	
	人数	学校数	人数	学校数	人数
平成 30 年度	2,140	4	214	9	650
令和元年度	3,541	2	158	17	1,021
令和 2 年度	1,705	2	154	4	193
令和 3 年度	4,138	8	335	11	831
令和 4 年度	4,050	7	367	15	1,090

(4) 施設の課題

韮山郷土史料館・伊豆の国市韮山郷土史料館は、重要文化財江川家住宅に隣接し、韮山反射炉をはじめとする市内の主な文化財が集中する地域に立地していたため、多くの児童・生徒が利用する学習拠点として機能していましたが、現在地に移転後は史跡巡りなどのコースから外れたため、利用者数が減少しています。

また、韮山郷土史料館として開館していた平成28年度までは、施設見学と火起こしなどの体験学習を併せて実施していましたが、現在は敷地内での体験は実施せず、韮山城跡に隣接する城池親水公園で行っています。

さらに、現在の施設では室内の温湿度環境の調整機能が不十分であるため、国指定有形民俗文化財「山木遺跡の生産・生活用具」や、金属製・木製の出土品は展示することができず、いずれも市内に所在する非公開施設である郷土資料館特別収蔵室又は文化財調査室収蔵室において保管しています。

このように、市民や学校団体から学習拠点として長く親しまれてきた施設が、現在では十分な機能を果たせず、環境の面から重要な出土品などを公開できないことが大きな課題であり、本市の貴重な文化財を展示し、体験し、文化財への理解を育み、未来に継承していく場が必要です。

新施設では、その立地特性を最大限に活かした上で、学校教育と連携・連動した教育プログラムを展開することにより、市内外からの訪問学校数の増加を図り、市民交流や児童・生徒の地域学習の導入・拠点として定着することを目指します。

4. 文化財資料収蔵施設の現状

現在、本市が所有する文化財資料については、それぞれの性質・特性などに応じて、市内4か所の施設において収蔵しています。

他施設での展示などに当たって文化財資料を運搬する際には、文化財専門職員により、適切に梱包・搬送・開梱などを行っています。

なお、新施設は、これらの文化財資料を集約して収蔵しようとするものではないため、今後も、引き続き既存の各施設において収蔵することとなります。

現行の収蔵容量は、今後30年間にわたる増加分に対応できるものです。

しかし、資料の効率的な管理・活用を図るためには、分散して収蔵している現状は必ずしも望ましいものではないため、今後、長期的な視野に立ち、収蔵のあり方について検討を進める必要があります。

各施設の現状は、下記のとおりです。

表 1-4 文化財資料収蔵施設の現状

施設名	所在地	面積 (㎡)	収蔵環境・内容など
郷土資料館 特別収蔵室	伊豆の国市三福 253 番地の 1	93.04	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国指定重要有形民俗文化財「山木遺跡の生産・生活用具」の収蔵施設として、平成 30 年度に設置した施設 ・ 木製品・土器など 239 点を収蔵 ・ 木製品の適正な保管のため温湿度管理を実施
郷土資料館収蔵室	伊豆の国市三福 253 番地の 1	38.11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書・書画など
中央図書館 郷土資料室	伊豆の国市三福 253 番地の 1	約 100	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧町史収集資料、寄託資料
文化財調査室 収蔵室	伊豆の国市下畑 1926 番地の 2	713.68 (9 室計)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査出土品、コンテナ約 3000 箱（標準サイズは 40cm×60cm×15cm）を収蔵 ・ 出土品のうち、金属製品は脱酸素剤を封入して密閉保管 ・ 民具、約 900 点を収蔵



郷土資料館特別収蔵室



郷土資料館収蔵室



中央図書館郷土資料室



文化財調査室収蔵室

第2章 基本的な整備方針

1. 基本理念（目指す姿）

新施設の基本理念は、以下のように設定します。

歴史に学び、^{いま}現在と向き合い、未来を拓く人を育む

伊豆の国市の歴史に触れ、感じ、学び、そして、フィールドを巡る拠点となる空間

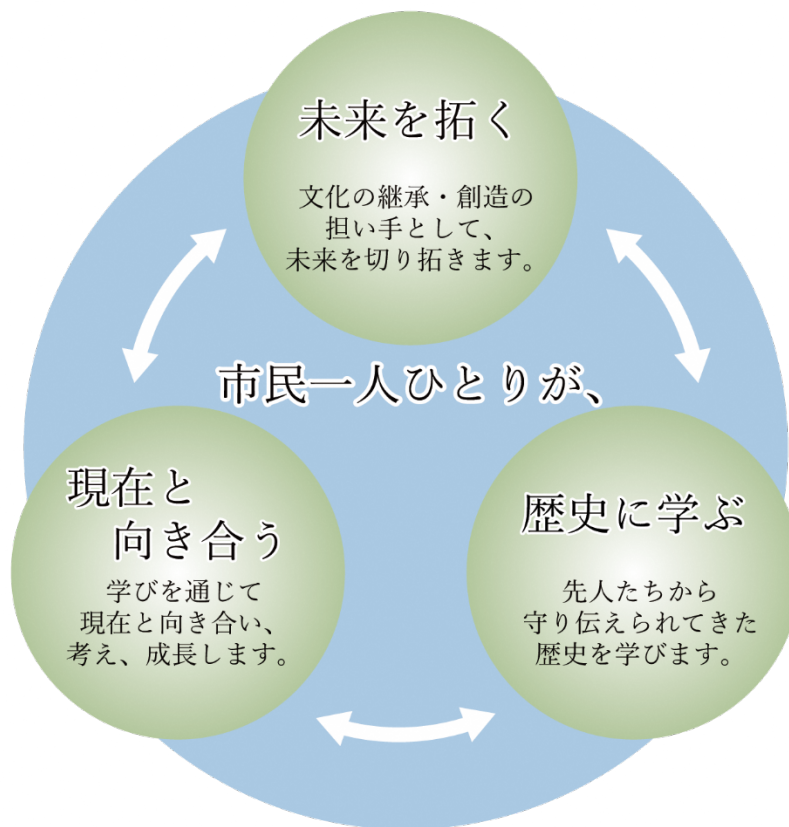


図 2-1 基本理念（目指す姿）

2. 基本方針

(1) 伊豆の国市の多様な歴史・文化の本質や価値、魅力を発信する空間

市内に点在する多様な歴史資源や歴史・文化の本質や価値、魅力などについて、プロローグ展示や常設展示、企画展示などにより発信します。

また、展示に当たっては、一次資料（実物資料）が持つ情報を最大限に引き出し、来館者が本物と向き合う機会を提供するとともに、これまでの調査・研究成果を広く公開します。

(2) 地域の学習拠点となる空間

来館者が興味・関心を持って学びを進める機会の創出を図ります。

また、児童・生徒の地域学習や自発的な調べ学習の導入・拠点としての役割を果たすため、隣接する韮山時代劇場（伊豆の国市韮山文化センター）の各施設との一体的な利活用による多様な体験学習・プログラムの展開、及び、市内に所在する文化財関連施設などとの連携を図ります。

(3) 地域の貴重な文化財を次世代に継承する空間

重要文化財をはじめとする地域の歴史資料について、展示・公開しながらも安全に保存できる環境を整備します。

また、施設内の展示資料に加え、市内に点在する史跡や重要文化財などの文化財を次世代に継承するための拠点として、本市の文化財関連施設との一元的な調査・研究、情報収集・集約などの連携の下に、保存・活用に向けた取組・活動を推進します。

(4) 地域の交流拠点となる空間

市民による様々な文化活動の成果の展示や発表などを通じ、あらゆる世代の交流を促進するとともに、新たな活動や取組の創造を推進・支援します。

(5) 市内の歴史・観光周遊の拠点となる空間

来館者の市内歴史・観光の導入・拠点として、市内の文化財や観光施設などと連携し、市内全域にわたる周遊の促進を図る活動を展開します。

(6) 環境やユニバーサルデザインに配慮した空間

障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、誰もが安心して利用できる施設を目指します（新施設の整備に当たっては、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省指針）」に準拠するものとします）。

3. 利用者イメージ

全国的な傾向と同様に、本市の人口は年々減少し、高齢化も早いスピードで進んでいます。

また、本市の観光交流客数は、韮山反射炉が明治日本の産業革命遺産の構成資産として世界遺産に登録された平成27年度に2,847,468人を記録しましたが、それ以降は減少傾向が続いていました。その後、令和3年度には前年度比で増加しましたが、1,211,168人と、平成27年度の約43%の水準にとどまっています。

こうした状況下において、本市がこれまで培ってきた歴史・文化を次世代へ引き継いでいくためには、全ての市民に、そして、観光客にもその価値や魅力を知ってもらうことが重要であると考えられます。

以上を踏まえ、新施設は、先人たちから守り伝えられてきた本市の歴史・文化を保存・継承・創造し、学習及び観光の資源として活かすための拠点施設とします。

新施設では、本市に暮らし、働き、学ぶ人々や、本市を訪れる多様な人々の利用を想定します。

また、SDGsの考え方や社会教育施設としての側面も考慮し、「誰一人取り残さない」事業活動を行います。

特に、本市の未来の担い手である子どもたちに対しては、地域にある歴史・文化の魅力・価値を理解する学習や地域に密着した活動の場を提供することにより、地域の一員であることの自覚を促すとともに、未来を切り拓き地元に貢献できる「郷土を誇れる人」づくりを推進します。

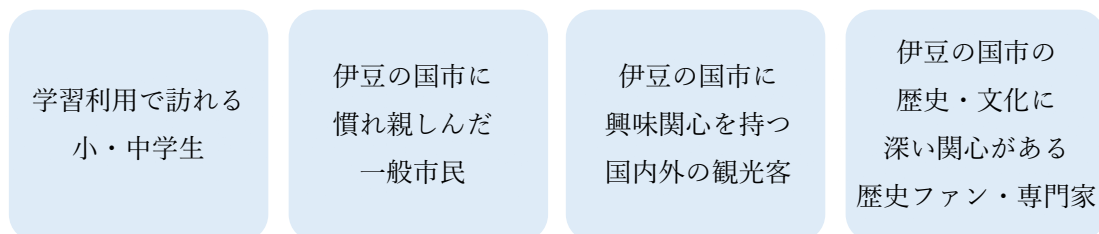


図2-2 新施設の利用者イメージ

第3章 事業活動計画

1. 基本的な考え方

これまで伊豆の国市郷土資料館で実施してきた事業について、新施設の立地や規模・特性などを最大限に活用して発展・拡張するとともに、市民や観光客など、多様な利用者が参画できる施設として、地域住民や市内外の他機関・施設などとの連携・協働を図りながら、以下の事業を展開します。

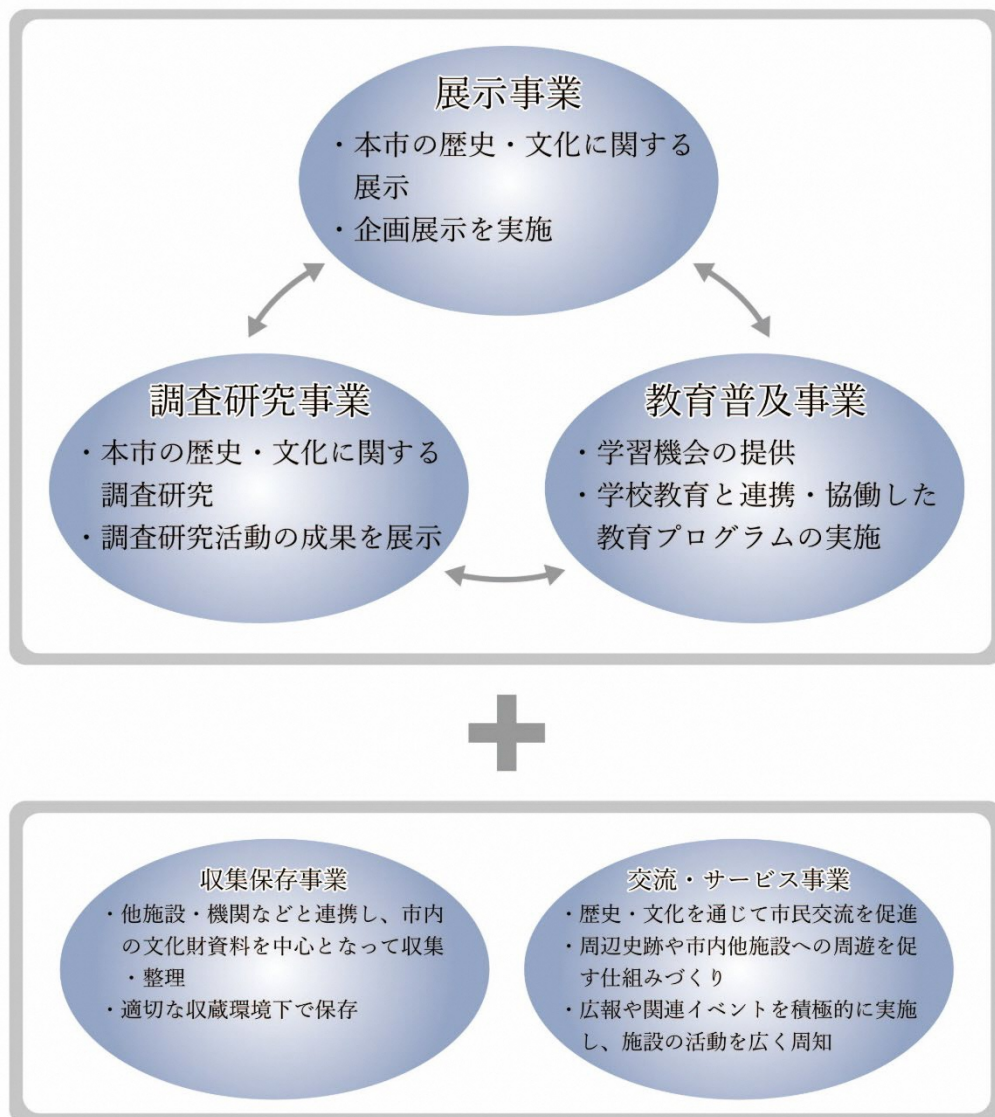


図3-1 事業活動計画の基本的な考え方

2. 事業内容

2-1. 展示事業

(1) 実施方針

方針① 伊豆の国市の歴史・文化の魅力と価値を発信

本市の歴史全体の流れや多様な歴史資源の魅力・価値などについて、それぞれの性質や特徴を踏まえ、最も効果的に表現するために様々な手法を駆使して的確かつ分かりやすく発信します。

方針② 市内他施設と連携し、歴史・文化についての理解を促進

市域の史跡や出土品などの紹介を通じて来館者の理解を深めるとともに、市内他施設と連携し、現地への来訪を導きます。

(2) 事業の展開イメージ

展示事業は、以下の内容によって構成します。

① プロローグ展示の内容・テーマ

- ・ 地形図や映像・年表などにより、本市の自然環境と歴史の流れを俯瞰し、展示への興味を誘う空間を形成します。

② 常設展示の内容・テーマ

- ・ 伊豆の国市文化財保存活用地域計画において設定した歴史・文化の特徴を踏まえ、「人々の営みのはじまりから「イズノクニ」の成立へ」「武士の世のはじまりは伊豆から」「戦国時代のはじまりと終わり」「江戸幕府代官支配地としての伊豆の国市」「近代日本の夜明け」の5つの時代別テーマを設定し、歴史の流れに沿って本市の特徴や時代の変換点を理解できる展示を行います。
- ・ 展示においては、歴史・文化の価値を分かりやすく、楽しく伝えるため、実物資料だけではなく、五感に訴える手法やARなど最先端のIT技術などを用いて、「触れる」、「感じる」展示方法を検討します。
- ・ 模型や復原イラストなどを活用して、当時の生活文化をわかりやすく伝えるとともに、クイズやハンズ・オン展示（※）など、学習効果の高い展示手法を検討します。

※ハンズ・オン展示：

ハンズ・オン展示は、来館者が展示資料に触れながら学ぶ、体験型の展示です。

③ 企画展示の内容・テーマ

- ・ 常設展示の時代別テーマに含まれない他の歴史資料や、有形・無形民俗資料、最新の調査・研究成果などの展示について、期間を設けて展開します。

④ エピローグ（展望）展示の内容・テーマ

- ・ 史跡などの位置情報を示すパネルを設置し、各展示において得た知識について実感を持って深めるとともに、往時に思いを馳せ、現地訪問への気持ちを高める空間を形成します。

(3) 他施設との連携

- ・ 市内外の他施設が所有する文化財を期間限定で借用し、企画展示で紹介します。
- ・ プロローグ展示、常設展示においても、市内他施設が所有する文化財をパネルにより紹介するなどして、現地への来訪を導きます。

2-2. 教育普及事業

(1) 実施方針

方針① 伊豆の国市の歴史・文化に親しむプログラムを提供

展示されている内容だけにとどまらず、本市の歴史・文化により深い興味・関心を持って、郷土に親しみを感じたりできるようなプログラムを展開します。

方針② 学校団体と連携した学習支援事業の推進

学校教育のニーズに沿ったプログラムの実施や学校団体の積極的な受け入れを行うとともに、地域への誇りと愛着の心を育むことができるような学習支援事業を推進します。

(2) 事業の展開イメージ

教育普及事業は、以下の内容によって構成します。(※本計画書 P21～第4章教育普及活動に詳細を記載しています。)

① 学習機会の提供

- ・ 子どもから高齢者までのあらゆる世代の人々が、より興味・関心を持って学ぶことができる学習機会の場を整備します。
- ・ 市内他施設と連携した見学プログラムやセミナー・講演会、ワークショップの開催など、多種多様な生涯学習支援活動の実施を検討します。

② 学校教育との連携

- ・ 市内の小中学校を中心に、学校団体利用の受け入れや体験学習の提供を行います。
- ・ 市内他施設と連携し、新施設と市内の史跡などを合わせて巡ることが可能なコースなど、学校側のニーズに沿ったプログラムを検討します。
- ・ 学習指導要領に合わせた教材やプログラムの開発を検討します。
- ・ 学校向けの体験キットや図書をはじめ、ICT 機器を活用したオンライン教材の制作などについても検討します。

2-3. 調査研究事業

(1) 実施方針

方針① 伊豆の国市の歴史・文化をテーマに情報の収集や調査研究を推進

本市の原始から現代に至るまでの歴史や文化について、展示や教育普及事業などを通じた理解や再発見を促進するため、それらの情報を収集するとともに調査研究に取り組みます。

方針② 他機関などと連携し、調査研究事業活動や展示の充実化を促進

関係諸機関との連携強化に加え、市民の参画による調査研究を行い、その成果として、充実した調査研究事業活動や展示を実施します。

(2) 事業の展開イメージ

調査研究事業は、以下の内容によって構成します。

① 調査・研究の内容・テーマ

- ・ 原始から現代に至る市域の歴史や文化についての調査・研究を進めます。

② 関係諸機関などとの連携

- ・ 他の機関や団体と連携して研究を行うとともに、さまざまな専門家の参画を経て調査・研究を行います。
- ・ 市民が活動に参画できる体制を整え、利用者の主体的な研究活動を支援します。

③ 調査・研究の公開・活用

- ・ 調査・研究活動の目的・方法などを事前に公開し、市民の参加を募ります。
- ・ 調査・研究の成果は、データベース、展示刊行物、教育、連携・交流事業などに積極的に反映し、インターネットを通じて全国・全世界に発信するなど、多くの人々の理解・関心を得るように努めます。
- ・ 画像、映像や三次元計測情報などの諸形式のデータの制作にも取り組むなど、資料・文化財に関する様々な情報・知見の情報資源としての集積を図ります。
- ・ 資料の公開は、展示のほか、第三者の調査・研究のための閲覧、市内他施設への貸与などにより行います。

2-4. 収集保存事業

(1) 実施方針

方針① 伊豆の国市の歴史・文化に関する資料を系統的に収集

本市における原始から現代までの資料を対象に、市内他施設・機関などとの連携を図りながら、市域の貴重な資料群として収集や保存・保管を行います。

方針② 資料を適切に保管し、次代へと継承

収集した資料は活用しやすいように体系的に整理します。

また、市民の共有財産として適切に保存・修復を行い、未来へと継承します。

(2) 事業の展開イメージ

調査研究事業は、以下の内容によって構成します。

① 収集・保管の対象

- ・ 市域の歴史・文化の各分野において、資料収集方針に基づき、系統的かつ重点的に資料の収集を行います。

② 収集・保存の方法

- ・ 本市の歴史・文化を探求する上で欠かせない、文化財としての価値を持つ各分野の資料について、受託・購入・寄託などを検討します。
- ・ 既に所蔵している資料や新たに収集した資料は、市内の収蔵施設と連携を取りながら、その形態や性質に応じて適切な環境で保存します。
- ・ 収蔵資料に関する情報についてデータベースを構築し、一元的な管理を検討します。
- ・ 情報をデジタル化し、検索できる形で保存することで、施設の調査・研究、学習支援などに加え、市民の文化活動にも寄与します。

2-5. 交流・サービス事業

(1) 実施方針

方針① 市民交流スペースの活用による交流の促進

幅広い年齢層や多様な興味・関心を持つ利用者が活用・交流できるスペースや機会の創出に取り組みます。

方針② 歴史・観光施設への周遊を促す仕組みづくり

周辺施設との連携を図り、新施設を基点に、市内の関連施設・史跡へと足を運びたいくなるような周遊の仕組みやコースなどを設定し、促進します。

方針③ 積極的な広報活動やイベントの実施

市内外の多くの人々に新施設の存在や活動に興味・関心が持たれるよう、積極的な情報発信やイベントを行い、広く周知します。

(2) 事業の展開イメージ

交流・サービス事業は、以下の内容によって構成します。

① 市民交流機会の促進

- ・ 市民交流スペースを多角的に活用し、歴史・文化を通じた市民の交流を促進します。
- ・ 本市の歴史・文化をテーマとしたイベント開催などによって、市民や観光客が大人から子どもまで、それぞれが交流できる機会の創出に取り組みます。

② 周遊の仕組みづくり

- ・ 地域の学習拠点や歴史・観光周遊の拠点として、より効果的に機能するために、近隣市町も含めた歴史・観光関連施設などとの連携を図り、市内の各施設や史跡などを巡りたいくなる気持ちを醸成する仕組みやコースなどを設定し、促進します。

③ 情報発信の充実

- ・ 市内外からの多くの人々の利用を促進するため、チラシやパンフレット、ホームページなどによる広報活動を実施します。
- ・ 新聞やテレビ、インターネットメディアなどへの情報提供のほか、SNSを活用した情報発信を行い、施設の存在や取組・活動などを広く周知します。
- ・ 本市の歴史・文化に親しみが持てるようなオリジナルグッズの開発・販売や、それらを活用した情報発信などにより、歴史・文化が根付く本市としてのイメージ向上や認知力拡大に努めます。

第4章 教育普及活動計画

1. 基本的な考え方

(1) 多様な利用者層に対応した情報の提供

- ・ 本市の歴史や文化について、訪れた誰もが楽しく分かりやすく学ぶことができる場となるよう、幅広い来館者層の興味・関心、ニーズに対応したプログラムや情報提供の仕組みを整備します。

(2) 現地での体験や実物資料を通した多角的な学びの促進

- ・ 現地での体験や実物資料ならではの価値や魅力の発見を通じて、探求心の醸成や多角的な学びの促進を図ります。

(3) 歴史に学び、本市の人と未来を拓くプログラムの創出

- ・ 自らの暮らす地域について深く理解し、伝え、より良くする場として地域に根付く施設を目指すとともに、本市の歴史・文化を次世代へと守り伝え、未来を創出する取組として、市内他施設との連携や利用者同士の交流などのプログラムを展開します。

2. 教育普及活動のプログラム

2-1. 体感型プログラム

(1) 体験学習

- ・ 本市の出土品や文化財を踏まえた体験・対話による学習を展開します。
- ・ 子どもから大人まで、誰もが「遊びながら、楽しみながら学ぶ」学習機会の創出を目指します。

(2) ハンズオン展示

- ・ 実物資料や展示アイテムに触れて鑑賞する体感型の展示や実用的体験を通して、来館者の学び・理解をサポートします。

2-2. 双方向的な学習プログラム

(1) 地域住民の成果発表の場

- ・ 子どもから大人までの誰もが自身の興味に沿った研究を行うことができる環境を整備します。
- ・ 研究の成果を発表できる環境の設定やプログラムの展開により、多様な年齢層の自発的な学びを支援・サポートします。

(2) 学習支援

- ・ 本市の歴史や市が保有する文化財などについて学びたい市民や来館者に向けて、誰でも情報を閲覧できるレファレンスサービス(※)を提供するほか、一人ひとりの学習ニーズに応じて研究活動に必要な環境を整備・提供します。

※レファレンスサービス：

レファレンスサービスは、博物館や図書館などの情報機関が提供する、質問や情報検索の支援サービスです。利用者に対して情報を効果的に提供し、調査や研究をサポートします。

2-3. 学習補助資料（マルチメディアガイド※）

- ・ 本市に暮らす子どもや観光で訪れた来館者など、多岐にわたる興味・関心や利用場面に応じた補足解説、言語翻訳の資料提供などを行います。
- ・ 紙やデジタル媒体を併用するなど、来館者のニーズに合わせた情報提供のあり方を検討します。

※マルチメディアガイド：

マルチメディアガイドは、博物館や展示物において使用される機器やアプリのことを指し、視聴覚コンテンツや解説などを提供し、来館者に対話的な体験を提供します。

3. 学校教育との連携

3-1. 校外学習の場の提供

(1) 遠足・校外学習対応

- ・ 平成4年から開始した「火起こし体験」を引き続き実施します。
- ・ 弥生時代の人々の生活について体験的に学ぶことと同時に、現在の自分たちの暮らしの豊かさや利便性について実感するなど、過去と現在の比較による気づきをもたらします。
- ・ 本市の歴史に興味を持てるような特色あるプログラムの導入を検討します。

(2) 展示施設の見学受け入れ

- ・ 児童・生徒の地域学習の導入・拠点としての役割を果たします。
- ・ 次世代を担う子どもたちが郷土への誇りや愛着をもてるよう、楽しく学べるプログラムの拡充を図ります。
- ・ 施設見学に対する学校側の要望について、学校教員へヒアリングなどを行い、学校団体利用時の対応の改善・強化を図ります。

3-2. 社会科授業、総合学習授業、地域学習の補足

(1) 出張授業

- ・ 持ち運びが可能な学習教材を利用し、学校現場において授業の進度や内容に合わせたプログラムを実施します。

(2) 体験資料セットの貸し出し

- ・ 事前・事後学習に利用できる体験資料教材の貸し出しを行い、学校をはじめとするあらゆる施設での活用を図ります。

(3) 展示解説冊子の作成・配布

- ・ 展示内容をより深く解説し、書き込みながら学習できる解説冊子を紙やデジタルで作成し配布します。
- ・ 施設を訪れた子どもたちに向けた情報提供のみならず、WEBサイトにおけるワークシートの公開などにより、場所を問わず主体的に学習に取り組める仕組みの導入を検討します。
- ・ 学習指導案の公開や資料の使用法、学習内容についての意見交換など、相互の専門性を活かして教育機関との円滑な連携・協働を図ります。

4. 市内各施設との連携

4-1. 現地への誘導

(1) 周遊マップなどの作成

- ・ 多様な文化財を重層的に有する本市の特徴に合わせ、テーマごとに分類した周遊マップなどを作成し、来館者の市内周遊を促進します。
- ・ 周辺施設と連携した学びの仕組みを形成することにより、多角的な視点からの気づきや新たな魅力の発見をもたらします。

(2) フィールドワークを通じた現地見学

- ・ 現地に足を運び、その場で学芸員からの説明を聞いたり、ワークシート・説明板による解説を目にしたことにより、現地やガイドであるからこそ感じられる学びの機会を造成します。

4-2. 多様な利用主体との連携

(1) 市民交流スペースの効果的な活用

- ・ 展示・発表・講座・ワークショップなど、多様な利用者層の興味・関心に応じたプログラムを展開し、主体的に活動できるよう支援・推進していきます。
- ・ 研究や活動の成果を公開する環境を提供することにより、来館者同士や施設と利用者の相互による学び合いの心を育みます。

(2) 地域住民との協働

- ・ 社会教育や生涯学習の場としての活用にとどまらず、郷土への誇りや愛着、地域活力の醸成を図るため、施設が実施する事業に市民が参画できるような機会の創出に努めます。

第5章 施設整備計画

1. 基本的な考え方

新施設における基本理念（目指す姿）の実現に向けて、整備に関する基本的な考え方を次のとおりとします。

（1）多様な利用者が集い、学び、交流し、活動する場

- ・ 市民・利用者の学びの場として、目的・テーマに応じた各種展示スペースを設けるほか、隣接する韮山時代劇場の各施設との一体的な利活用により、参加・体験型の学習機能を確保します。
- ・ 市民・利用者の交流・活動の場として、市民などによる様々な文化活動の取組や成果などを展示・発表する空間を整備します。

（2）市内周遊を促進する仕組み

- ・ 立地環境を活かし、本市の主要な史跡などを眺望できる空間を整備するほか、他施設との連携を活かしたプログラムを展開するなどして、市内周遊を促進します。

（3）ユニバーサルデザインへの対応

- ・ 誰もが安心して利用できる施設を目指し、ユニバーサルデザインに配慮した施設とします。

（4）SDGs に沿った施設整備と災害への対応

- ・ 省エネルギー型の空調システムや照明の導入など、環境負荷の少ない施設の在り方を検討します。
- ・ 環境に配慮した資材や物品の調達・導入に努めます。
- ・ 浸水や火災などの災害から、展示室・資料や電源などの機械設備が被害を受けないように配慮した施設とします。

（5）駐車場・アプローチの整備

- ・ 隣接する韮山時代劇場との共用駐車場として、安全を確保した上でより効率的なスペースの配置を検討します。
- ・ 韮山時代劇場や最寄りの伊豆箱根鉄道駿豆線韮山駅から訪れる来館者が、安全かつ円滑に移動できる環境整備を行います。

2. 立地環境

新施設の整備予定地は、郷土学習との連携、市民・来館者の利便性、財政負担及び施設活動の効果的な展開などを総合的に勘案し、葦山時代劇場大駐車場内とします。

当地は、市内の史跡などが立地する中心に位置し、また、伊豆箱根鉄道駿豆線葦山駅から徒歩5分の位置に立地することから、児童・生徒の郷土学習及び来館者の市内周遊の導入・拠点として適しています。

また、現状において市有地であることから、用地確保に係る財政負担も生じません。



図 5-1 周辺環境と国指定文化財の位置

さらに、蕪山時代劇場に隣接していることから、講演会・セミナー及び体験学習・ワークショップなどを同劇場内の施設において開催するなど、一体的な利活用が可能であり、より充実した施設活動の展開を図ることができます。

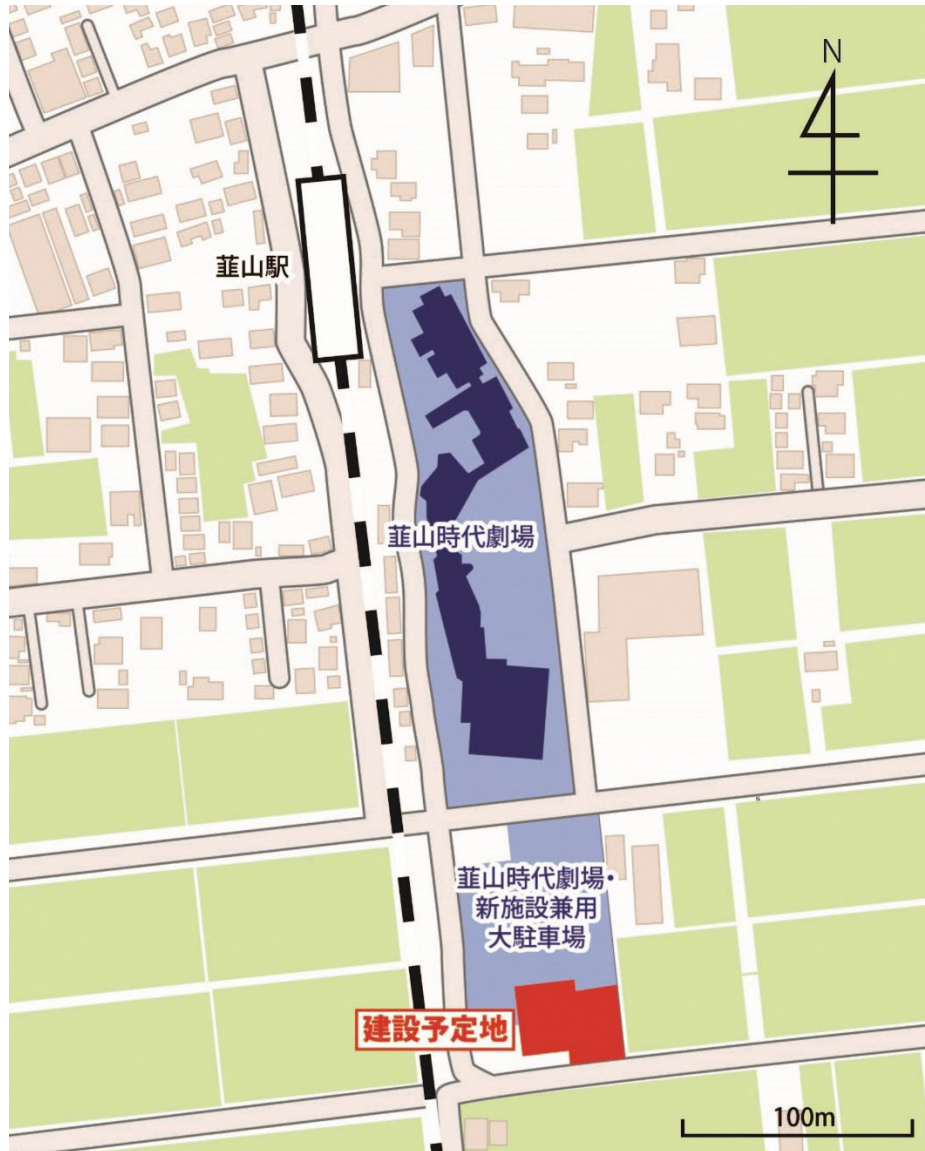


図 5-2 建設予定地と蕪山時代劇場の位置

3. 敷地条件と配置計画

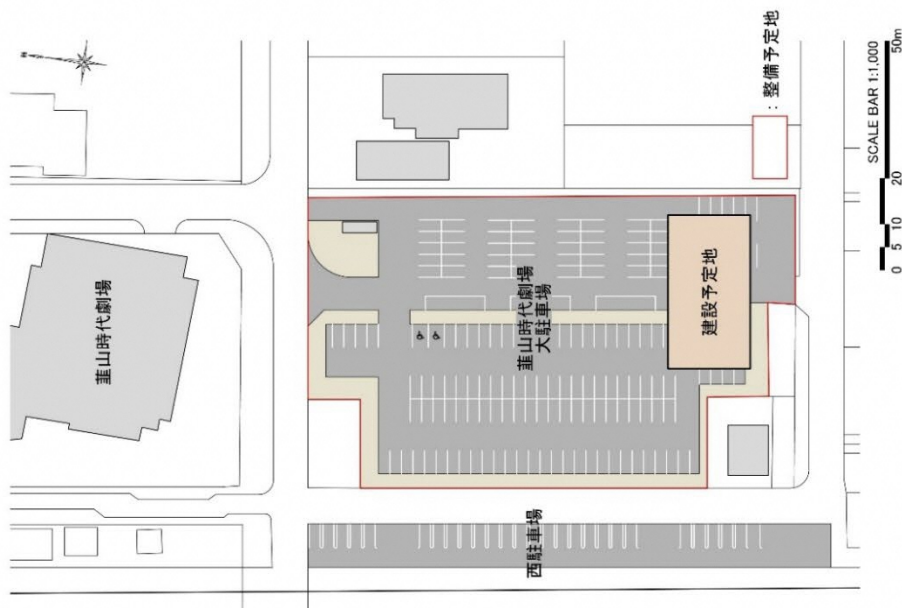
3-1. 敷地条件・関連法令

敷地条件と関連法令などは、以下のとおりです。

表 5-1 敷地条件・関連法令など

地名地番	伊豆の国市四日町 800 番地 1 (未確定)
敷地面積	6,283.6 m ² (未確定)
都市計画区域	市街化調整区域 (建築可)
用途地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	指定なし
高さ制限	道路斜線 (道路幅員×1.25)、隣地斜線 (立上り 20m+勾配 1.25)
関連法令など	・建築基準法 ・消防法 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法) ・教育基本法 ・博物館法 ・文化財保護法 ・静岡県福祉のまちづくり条例 ・伊豆の国市景観計画 など

3-2. 配置計画



現況敷地図 S=1/1000

- 敷地条件
- ・地名地番 伊豆の国市四日町800番1 (未確定)
- ・敷地面積 約6,283.6㎡ (未確定)
- ・市街化調整区域
- ・建ぺい率 60%
- ・容積率 200%
- ・高さ制限 道路斜線：幅員×1.25
隣地斜線：立上り20m、勾配1.25
- ・防火地域 指定なし
- ・日影規制 なし
- ・他規制 特になし

配置計画図

Scale 1/400.1/1000

- 建物配置の基本的考え方
- ・建物は敷地南側配置とし、駐車台数の減少を抑える。
- ・時代劇場との連携、葦山駅からの動線を考慮して、北側からの来館者導入とする。
- ・アプローチの整備により歩車道分離を図り、来館者の安心安全を確保する。
- ・資料搬出入は、来館者動線と分離し、南側道路とする。
- 外構整備の基本的な考え方
- ・建物周囲は、植栽による修景を行う。
- ・来館者導入空間は、プラザ的なまりの空間を確保する。
- ・南側バックスペースは、資料搬出入車両の転回を考慮したスペースを確保する。
- ・バリアフリー法に準拠した車イス駐車施設、敷地内通路、各種標識等を整備する。

- : 来館者動線
 - : 資料搬入動線
- 時代劇場大駐車場：一般車両 123台
大型バス 2台
車イス用 4台
- 西駐車場：一般車両 27台
- 大駐車場+西駐車場：一般車両合計 150台**



配置計画図 S=1/400

図 5-3 配置計画図

4. 諸室機能と全体構成

4-1. 諸室機能

新施設における活動を効果的に展開するため、以下の諸室機能を設けます。

表 5-2 諸室機能

機能	室名	概要	想定規模
展示	プロローグ展示	・ 映像や年表など	40 m ²
	常設展示室	・ 時代別テーマ展示により本市の歴史・文化の特徴や時代の変換点などの理解を深めるとともに、現地に誘う展示	360 m ²
	企画展示室	・ 常設展示に含まれない歴史資料や有形・無形民俗資料、最新の調査・研究成果などを展示	50 m ²
	展示準備室	—	20 m ²
展示・展望	展望室	・ 360° パノラマ展望に位置情報を示すパネル	135 m ²
交流	市民交流スペース	・ 市民による文化活動の成果の展示や発表など	80 m ²
インフォメーション	エントランスホール 情報発信スペース 観光情報スペース	・ 2階、3階展示室への期待感を持たせ誘導する空間 ・ 市内各所の紹介及び周遊を促進する情報提供 ・ 市内観光情報を提供 ・ 総合受付、ロビー	115 m ²
調査・研究	調査研究室	・ 職員が調査研究活動を実施	40 m ²
管理・運営	事務室	—	30 m ²
	倉庫	—	15 m ²
	搬入スペース	—	30 m ²
	一時保管庫	—	20 m ²
	電気室・機械室	—	20 m ²
共用・その他	トイレ	—	40 m ²
	通路	—	175 m ²
	エレベーター	—	30 m ²
合計			1,200 m ²

なお、新施設の活動を補完するものとして、隣接する葦山時代劇場の各施設を利用して以下の事業などを展開します。

表 5-3 葦山時代劇場を利用した事業展開

施設名称	規模・定員数など	事業など
大ホール	509 席	講演会、セミナーなど
映像ホール	120 名	セミナー、講座など
研修室 1	42 名	会議、研修、ワークショップなど
研修室 2	24 名	
リハーサル室 1	45 名	
リハーサル室 2	20 名	
和室	72 名 (33 畳)	
アトリエ	24 名	体験学習、ワークショップなど
アトリエ前スペース	約 100 m ²	火起こし体験、体験学習など
日だまり広場	約 1100 m ²	体験学習など
その他スペース (屋外)		学校団体昼食など
葦山図書館	蔵書数約 67 千冊	自主学习、各種イベントなど

4-2. 機能構成

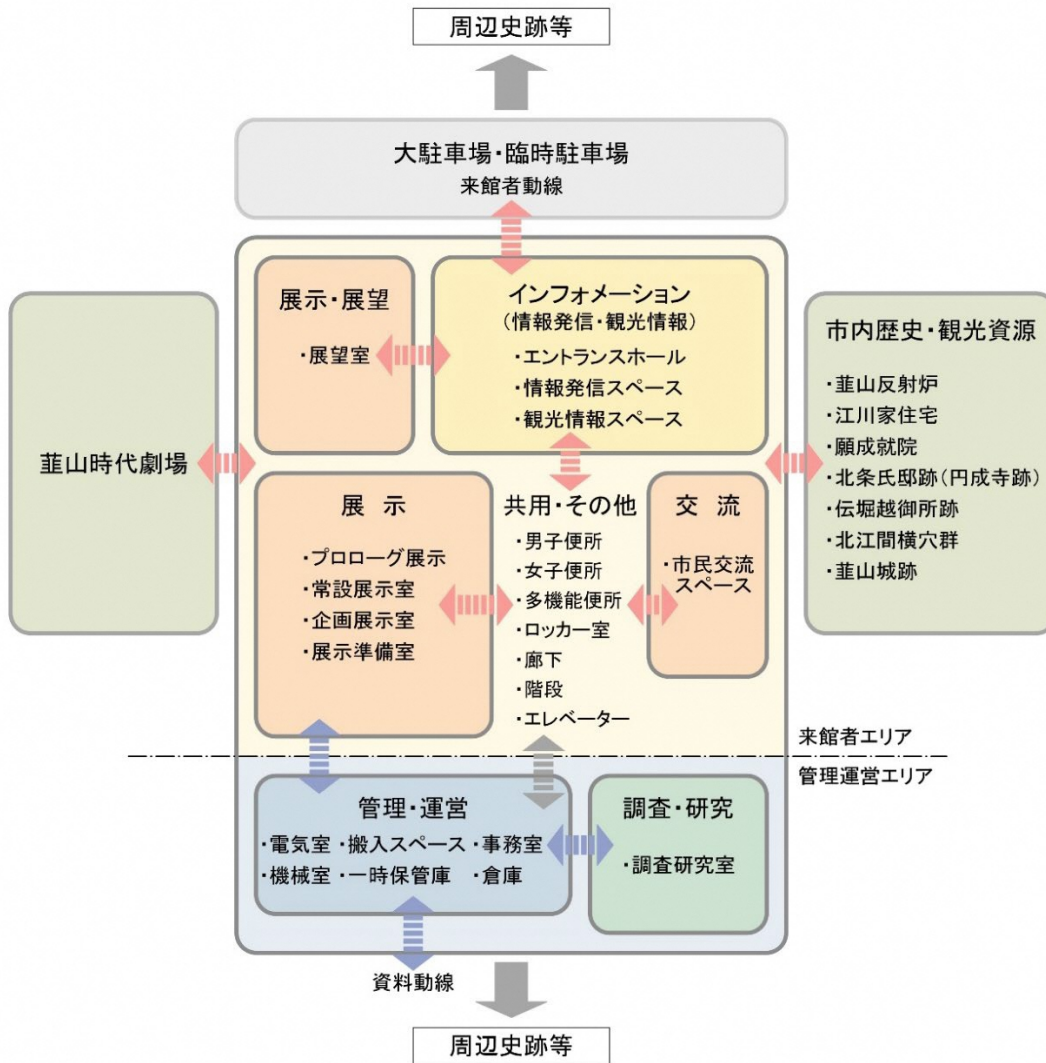
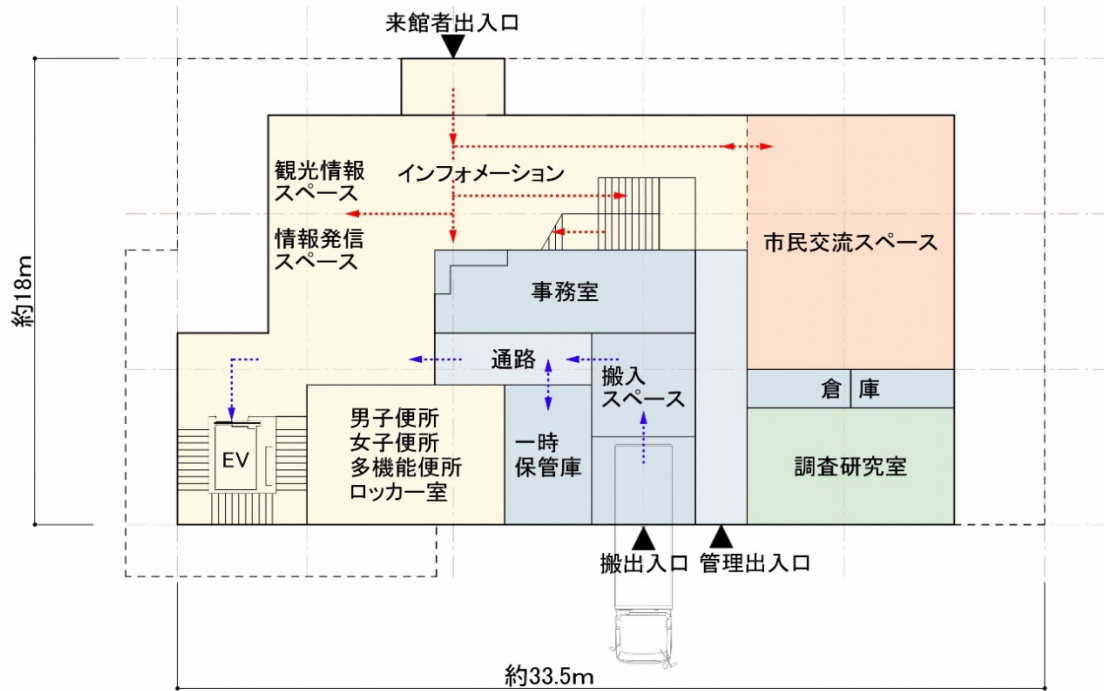
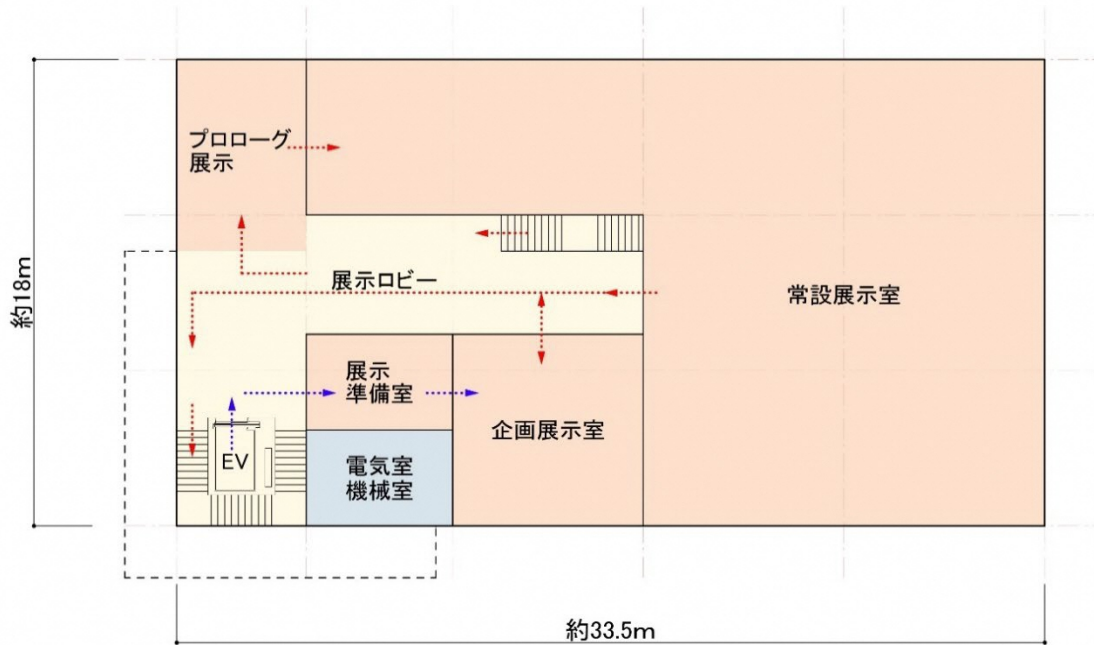


図 5-4 機能構成

4-3. 平面構成



1階ブロックプラン 450m² ● 来館者動線 ● 資料動線



2階ブロックプラン 600m² ● 来館者動線 ● 資料動線

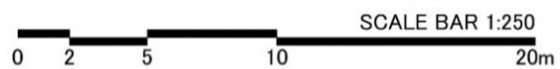


図5-5 ブロックプラン (1)

ブロックプラン

Scale 1/250

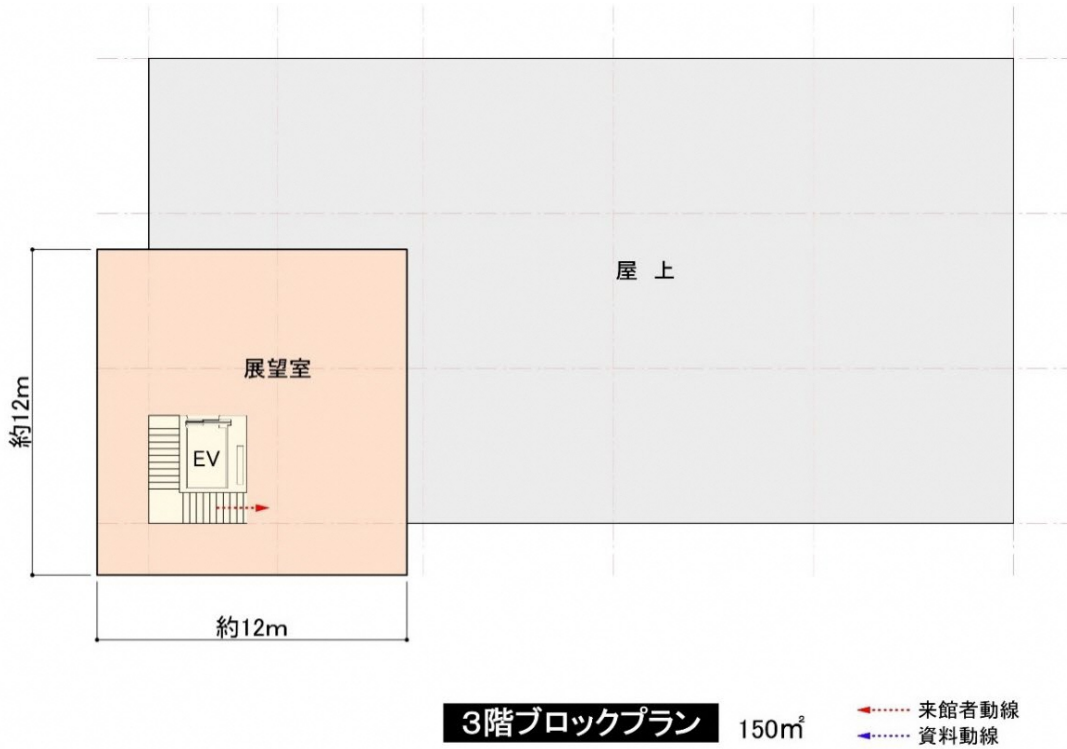


図 5-6 ブロックプラン (2)

表 5-4 面積表

階	階床面積 (㎡)	室名	想定規模 (㎡)	備考
3 F	150	展望室	135	
		EV・階段・廊下・共用スペース	15	
2 F	600	プロローグ展示	40	
		常設展示室	360	
		企画展示室	50	
		展示準備室	20	
		展示ロビー	60	
		電気室・機械室	20	
		EV・階段・廊下・共用スペース	50	
1 F	450	インフォメーション	115	エントランスホール、情報発信・観光情報スペース
		市民交流スペース	80	
		調査研究室	40	
		搬入スペース	30	
		一時保管庫	20	
		事務室	30	
		倉庫	15	
		男女便所・多機能便所・ロッカー室	40	
EV・階段・廊下・共用スペース	80			
合計			1,200	

5. 環境・防災に配慮した整備計画

5-1. ZEBの導入について

「第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画」に示されるとおり、本市では、脱炭素社会に向けた主要施策として、地球温暖化対策の推進や再生可能エネルギーの普及啓発を掲げています。

また、「伊豆の国市環境基本計画」では、低炭素社会の実現には、省エネルギーの一層の推進と再生可能エネルギー設備の普及が必要であり、環境に配慮した取り組みを推進することにより、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルが確立されたまちづくりを進めることを基本方針として定めています。

これらの考えのもと、ライフサイクルコストを低減し、脱炭素社会の実現に寄与する施設のあり方として、新施設におけるZEB(※)の導入を検討します。

ZEBには、「ZEB Oriented」「ZEB Ready」「Nearly ZEB」「ZEB」の4段階の定性的及び定量的基準があります。

表5-5 ZEBの種類と基準

ZEBの種類	基準
ZEB Oriented	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物。
ZEB Ready	『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物。
Nearly ZEB	『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物。
ZEB	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物。

新施設におけるZEBの導入や適合段階については、建築設計段階で検討します。

※ZEB：

経済産業省資源エネルギー庁が発表した「ZEB ロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成27年12月）において、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」と定義されています。

5-2. 防災機能の整備

新施設及び文化財などへ影響を及ぼす可能性があるリスクとして、主に自然災害・事故など・その他が想定されます。

- 自然災害；地震・風水害（浸水）・火山・雪害
- 事故など；火災・設備事故など
- その他；人的外的要因による災害

上記の内、特に、浸水と火災への対応についての整備の基本的な考え方を整理します。

（1）自然災害（浸水）への対応

「伊豆の国市防災マップ（令和3年2月）」の洪水・土砂災害ハザードマップに示されているとおり、新施設の建設予定地は、1000年に1回程度とされる想定最大規模の降雨によって浸水した場合に想定される浸水深（3.0m～5.0m未満）の区域に指定されているため、施設の維持管理及び文化財保護の観点から対策を施す必要があります。

① 展示関連諸室の2階又は3階への設置

- ・ 展示関連諸室は、想定される浸水深を考慮して、地盤+5.0m以上の高さとなる2階又は3階に設置します。
- ・ 一時保管庫の床・壁・天井は、防水性のある材料で構成し、出入口は止水性能を有した扉とします。

② 建築内部への浸水対策

- ・ 止水性のある外壁を採用します。
- ・ 開口部止水対策として、可能な限り開口部が少なくなるように計画し、開口部の止水性能の向上を図ります。また、開口部強度を高め、水圧による破損を防止します。
- ・ 不慮の事態に備え、外からの進入口は、必要最小限に制限します。また、出入口に防水板を設置するほか、設備配管などの外壁貫通部の止水性の向上も図ります。

③ 材料・構法の工夫

- ・ 耐水性材料、防汚性材料を採用します。

④ 設備機器の対策

- ・ 電気及び空調設備機器は、高所への設置を検討します。
- ・ 電気設備は、屋内への設置についても検討します。

(2) 火災への対応

① 建築の対策

- ・ 不燃材料の採用や避難経路の単純化など、耐火建築物として計画します。

② 消防設備の対策

消防法に適合した消火設備を設置します。

施設規模約1,200㎡（耐火建築物）の場合の必要設備は、以下のとおりです。

- ・ 消火設備：消火器具
- ・ 警報設備：自動火災報知設備
- ・ 避難設備：誘導灯・誘導標識

6. 施設イメージ



図5-7 イメージ案

第6章 展示計画

1. 展示コンセプトと基本的な考え方

1-1. 展示コンセプト

新施設の展示コンセプトを次のとおり設定します。

伊豆の国市の歴史・文化のストーリーと魅力を発信
学び、体感を通じて過去と現代をつなぎ、フィールドへ、そして未来へ

本市の豊かな自然の中で繰り広げられてきた人々の多様な営みや、育まれてきた文化など、地域の歴史・文化のストーリーと、その魅力を伝える展示とします。

また、展示を通じて学び、歴史の魅力を体感することにより、過去と現代をつなぎ、フィールドに誘うとともに、未来へつなげる空間を目指します。

1-2. 基本的な考え方

展示コンセプトに基づき、基本方針を次のとおり設定します。

- (1) 歴史と対話する展示
- (2) 伊豆の国市の歴史・文化の魅力を分かりやすく伝える展示
- (3) 学習効果を高める展示
- (4) 市内各地への周遊を誘う展示
- (5) 最新の調査・研究成果を伝える展示

(1) 歴史と対話する展示

- ・ 歴史・文化の価値を伝えるため、実物資料を間近で詳細に観覧できる展示環境を整備します。
- ・ 実物資料の展示が困難な場合には、その代替としてレプリカなどを用いた展示を検討します。

(2) 伊豆の国市の歴史・文化の魅力を分かりやすく伝える展示

- ・ 子どもから大人まで、市民が自分の暮らす地域に多種多様な文化財があることを知り、その価値を発見できる展示、市民自らが伊豆の国市の歴史・文化を誇れる展示をめざします。
- ・ 本市の歴史や文化にあまり馴染みのない観光客など、あらゆる来館者層に留意した展示や解説を行います。
- ・ 誰にでも分かりやすく、楽しく伝える展示として、五感に訴える手法やARなど最先端のIT技術を用いて、直感的に学べる手法を検討します。
- ・ 展示の高さの配慮やカラーユニバーサルデザインの導入、音声による解説など、多様な人々が楽しめる展示のあり方を検討します。

(3) 学習効果を高める展示

- ・ 模型や復原イラストなどを活用して、当時の生活の様子などを分かりやすく伝えるとともに、クイズやハンズ・オン展示などを配置して、能動的な展示体験による深い学びを提供します。

(4) 市内各地への周遊を誘う展示

- ・ 史跡や市内他施設での体験と合わせて総合的に展示のあり方を検討し、各地への周遊を誘う拠点施設として地域情報の発信を行います。

(5) 最新の調査・研究成果を伝える展示

- ・ 最新の調査・研究成果などについて、企画展などにより速やかに伝えるとともに、その後は、必要に応じて常設展示への反映などを検討します。

2. 展示テーマ・構成

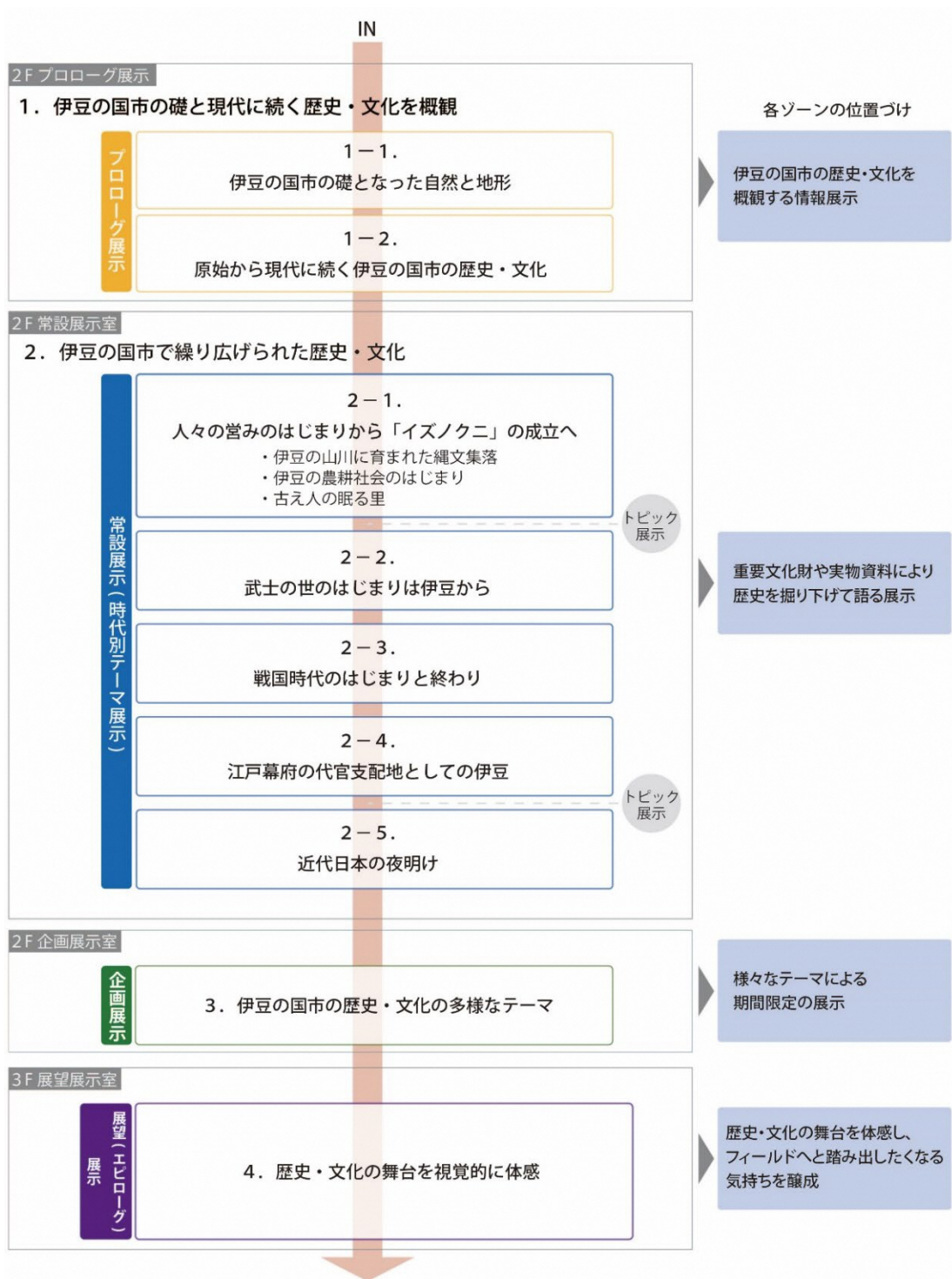


図 6-1 展示テーマ・構成

3. 展示イメージ

3-1. プロローグ展示

(1) 伊豆の国市の礎となった自然と地形

- ・ 本市の礎である豊かな自然環境や地形などについて、地質図や地形図などを用いて紹介します。

(2) 原始から現代に続く伊豆の国市の歴史・文化

- ・ 本市の豊かな自然のもとで、原始から現代まで繰り返されてきた人々の営みや育まれてきた歴史・文化の概要について、時系列で伝える導入シアターや年表などにより紹介します。

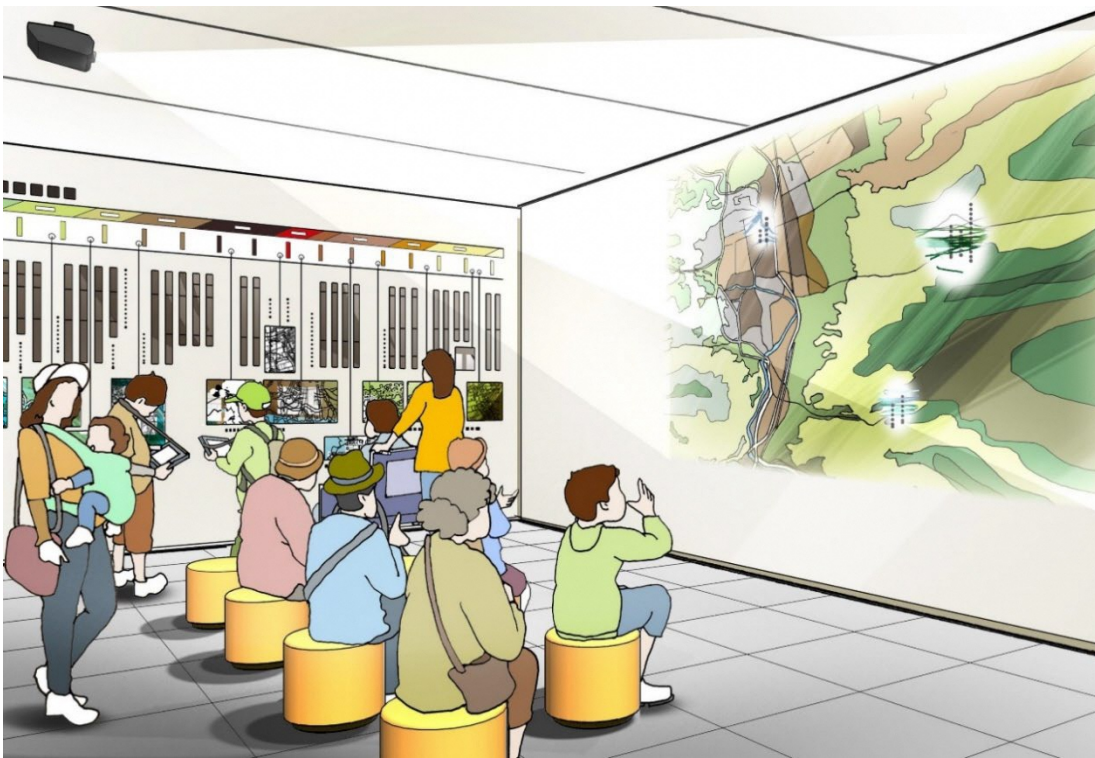


図6-2 プロローグ展示イメージ案

3-2. 常設展示

(1) 人々の営みのはじまりから「イズノクニ」の成立へ

歴史・文化の特徴：①人の定着からイズノクニ形成への足跡

①伊豆の山川に育まれた縄文集落

時 代	縄文時代
遺 跡	仲道A遺跡、公蔵免遺跡、大平遺跡など
展示品	縄文土器、土偶、石器など
展示イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縄文土器の多様な形状や文様を立体的な配置による集合展示で見せます。 ・ 特に装飾性の高いものや価値のある資料、矢じりなどはポップアップ展示（※）とするなど、実物資料を間近に見られる展示のあり方を検討します。

②伊豆の農耕社会のはじまり

時 代	弥生時代
遺 跡	山木遺跡、蛭ヶ島遺跡など
展示品	木製品、土器など
展示イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山木遺跡出土の農具や高床式倉庫の一部などを復元的に展示するなどして、当時の生活をイメージさせます。

③古え人の眠る里

時 代	古墳時代～奈良時代初頭
遺 跡	多田大塚古墳群、史跡北江間横穴群
展示品	埴輪、短甲、馬具など（多田大塚古墳群） 石櫃、須恵器など（北江間横穴群）
展示イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当時の権力の広がりや精神世界について、副葬品から読み取れる出来事を展示します。 ・ 「若舎人」石櫃は、横穴墓から出土したことが分かるような展示とし、また、当地と中央のつながりや埋葬方法の先進性（火葬）を示します。

※ポップアップ展示：

ポップアップ展示とは、他の資料と同列に展示するのではなく、意匠や解説などを特別な仕様で展示することを指します。

(2) 武士の世のはじまりは伊豆から

歴史・文化の特徴：②武士の世のはじまり・中世の東国動乱の要の地

時代	平安時代末～室町時代
遺跡	史跡北条氏邸跡（円成寺跡）、史跡願成就院跡、史跡伝堀越御所跡
展示品	かわらけ、陶磁器、瓦など
展示イメージ	・北条氏館と願成就院、狩野川、中世下田街道などについて、出土品や絵巻物を用いることで、当時の生活の様子を想像できる展示とします。

(3) 戦国時代のはじまりと終わり

歴史・文化の特徴：③戦国時代の幕開けから天下統一布石の地へ

時代	戦国時代
遺跡	葦山城跡及び付城跡群
展示品	かわらけ、陶磁器、鉄砲玉など
展示イメージ	・天正18年の合戦について、例えば葦山城跡とその周辺部を切り取った模型やスクリーンなどへプロジェクションマッピング（※）映像を投影するなどし、自分たちが住んでいる地がかつては合戦の場であったということが実感できる展示とします。

(4) 江戸幕府代官支配地としての伊豆の国市

歴史・文化の特徴：④幕府直轄の代官支配地

時代	江戸時代
遺跡	史跡葦山役所跡
展示品	紹介パネル
展示イメージ	・江戸時代の地方行政の中心的な役割を果たした史跡葦山役所跡や重要文化財江川家住宅（現地）へ誘うインフォメーション展示を検討します。

※プロジェクションマッピング：

プロジェクションマッピングは、壁や物に映像を投影する技術です。

(5) 近代日本の夜明け

歴史・文化の特徴：⑤近代産業への飛躍の一翼

時 代	幕末～明治時代
遺 跡	史跡葦山反射炉
展示品	紹介パネル
展示イメージ	・ 史跡葦山反射炉（現地）へ誘うインフォメーション展示を検討します。



図 6-3 常設展示イメージ案

3-3. 企画展示

- ・ 時代別テーマに含まれない歴史資料や有形・無形民俗資料、最新の調査研究成果など、本市に関する多様なテーマについて、収蔵資料及び借用資料を活用した企画展示を期間を設けて開催します。

3-4. 展望（エピローグ）展示

- ・ これまでに紹介した市内の主要な史跡などの立地に加え、本市の歴史と密接に関連する三島や箱根方面も見渡せる展望スペースにおいて、位置情報を示すパネルや床面航空写真を設置し、各展示において得た知識を実感を持って深めるとともに、往時に思いを馳せ、現地を巡る気持ちを高める空間とします。
- ・ 本市の豊かな自然や歴史・文化が織りなす眺望により、郷土への誇りや愛着が感じられる場とします。



図 6-4 展望（エピローグ）展示イメージ案

4. 展示構成・展示手法例

表 6-1 展示構成・展示手法例

大項目	中項目		資料種類・手法例
1 プロローグ展示	1	伊豆の国市の礎となった 自然と地形	・ 解説・演出グラフィック (地形・地質図など)
	2	原始から現代に続く 伊豆の国市の歴史・文化	・ 解説・演出グラフィック (年表など) ・ 映像 (本市の歴史・文化を紹介、 原始から現代まで、自然)
2 常設展示	1	1 縄文時代： 伊豆の山川に育まれた縄文集落	・ 解説・演出グラフィック ・ 実物資料：縄文土器、土偶、 石器 ・ ハンズ・オン展示
		2 弥生時代： 伊豆の農耕社会のはじまり	・ 解説・演出グラフィック ・ 実物資料：農具、木製品、 土器、復元模型
		3 古墳時代から奈良時代初頭： 古え人の眠る里	・ 解説・演出グラフィック ・ 実物資料：埴輪、短甲、 馬具など (多田大塚古墳群)、 石櫃、須恵器など (北江間横穴群)
	2	平安時代末～室町時代： 武士の世のはじまりは伊豆から	・ 解説・演出グラフィック ・ 実物資料：かわらけ、陶磁器、 鉄砲玉 ・ プロジェクションマッピング
	3	戦国時代： 戦国時代のはじまりと終わり	・ 解説・演出グラフィック ・ 写真
	4	江戸時代： 江戸幕府代官支配地としての 伊豆の国市	・ 解説・演出グラフィック ・ 写真
	5	幕末～明治時代： 近代日本の夜明け	・ 解説・演出グラフィック ・ 写真
	3 企画展示	-	伊豆の国市の歴史・文化の 多様なテーマ
4 展望(エピローグ) 展示	-	歴史・文化の舞台を 視覚的に体感	・ パノラマ写真(史跡位置情報) ・ 床面航空写真

5. 展示解説の考え方

(1) 誰にでも分かりやすく伝わる解説

- ・ 多様な来館者が誰でも楽しく学べるよう、親しみやすい言葉やクイズ形式を取り入れるなど、興味・関心を惹きつけるとともに、自発的な思考や能動的な体験を促します。
- ・ 小・中学生向けの解説パネルやワークシートなど、学校団体での利用や自主学習に対応した解説手法を導入します。

(2) 多言語対応

- ・ 外国からの来館者も理解できる展示として、必要な情報量なども精査した上で、多言語での解説を検討します。

第7章 管理運営計画

1. 基本的な考え方

新施設が基本理念を実現するためには、利用者の視点に立ち満足度の高いサービスの提供を行うとともに、関連施設・関係機関などとの連携、持続的で効率的な管理運営が求められます。

(1) 利用者の視点に立ち、満足度の高いホスピタリティあるサービスの提供

- ・ 利用者が快適に施設を利用し、理解し、さらに再訪につなげるために、常に利用者の視点に立ち満足度の高いサービス、活動、情報を提供していくことが必要です。

(2) 関連施設・機関などとの連携体制の構築

- ・ 地域の学習拠点、市内の歴史・観光周遊の拠点として効果的な運営を図るために、関連施設・機関などとの連携体制を構築することが重要です。

(3) 持続的で効率的な管理運営

- ・ 新施設が持続的な活動を展開するためには、運営の効率化を図るとともに、活動内容について点検・評価し、事業の有効性・効率性や利用者の満足度などについて確認し、運営に的確にフィードバックしていくことが求められます。

2. 開館形態

新施設の開館形態については、以下の方向性を基本的な考えとしつつ、今後、基本計画の策定及び施設整備を進める中で具体的な検討を行い決定します。

(1) 開館日

- ・ 施設の適切な管理運営、利用者の利便性及び市内他施設の開館日などを総合的に勘案し、決定します。

(2) 開館時間

- ・ 開館日と同様に総合的に勘案し、決定します。

(3) 利用料金

- ・ 利用者の拡大を図るためには無料化が望ましい一方、施設の維持・運営に係る経費を一定程度確保するためには利用料金を徴収することが求められるため、今後、他の類似施設の状況なども踏まえて検討し、決定します。

3. 関連施設・機関などとの連携

新施設が、地域の学習拠点として、また、歴史・観光周遊の拠点として、より効果的に機能するためには、市内を中心としつつ、近隣市町も含めた歴史・観光関連施設などとの連携を図ることが必要です。

また、展示や教育普及活動などの内容・水準の向上を図るためには、市内の教育機関や県内外の博物館施設などとの連携体制を確保することが求められます。

4. 管理運営方式と管理運営に求められる体制・人材

4-1. 管理運営方式

現在、公立博物館施設などの管理運営形態として、「自治体による直接運営方式」「一部に指定管理者制度（※）を導入」「すべてを指定管理者に委託」「地方独立行政法人を設置し、運営」の4つの運営形態が存在しており、新施設の管理運営に当たっては、本市による直接運営方式と指定管理者制度の導入の可能性が想定されます。

一般的に、指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活用して利用者に質の高いサービスが提供されることが期待されます。一方で、指定管理の交代による業務の継続性や人材育成などの長期的な観点における懸念点が挙げられます。

新施設は、重要文化財をはじめとする本市の貴重な歴史資料などを取り扱うものであり、また、調査・研究を継続的に進めることから、文化財に精通した職員により継続的・安定的に実施する必要があります。

したがって、重要文化財などの取り扱いや調査・研究の継続性・安定性を確保しつつ、効率的な管理運営ができるよう、直接運営方式と指定管理者制度のメリット・デメリットも勘案して管理運営方式を決定します。

※指定管理者制度：

指定管理者制度は、公共施設を運営するため、行政が民間企業に管理業務を委託する仕組みのことで、運営・保守の効率化やサービス向上を図ります。

4-2. 管理運営に求められる体制・人材

新施設の管理運営を適切に進めるためには、以下のような体制の確保や人材の配置が求められるため、今後、その確保や育成などに努めます。

(1) 館長（管理運営責任者）

館長は、責任者として職員を統率し、事業活動を円滑に推進するとともに、館の存在意義を対外的にアピールする立場です。長期的視点から事業活動を立案・実行するマネジメント力、関連施設・機関などとの連携を図るコーディネート力、コミュニケーション力が求められます。

(2) 学芸員などの専門職員

文化財に関する高い専門性を持ち、調査・研究を通じて展示や教育普及活動などに的確に反映し展開できる能力と実行力が求められます。

(3) 事務職員

施設の適切な運営や維持管理を行うとともに、学芸員などの専門職員と連携し、事業活動や情報発信などを広く展開できる能力と実行力が求められます。

第8章 整備スケジュール

1. 整備スケジュール

新施設の整備は、次のスケジュールにより進めます。

○展示施設基本計画

令和5年10月～令和6年3月 基本計画策定業務

○建築設計、建築工事

令和6年4月～令和6年12月 建築設計業務

令和7年2月～令和7年12月 建築工事

○展示設計、展示製作

令和6年4月～令和7年3月 展示設計業務

令和7年5月～令和8年3月 展示製作業務（建築工事完了後現場入り）

表 8-1 整備スケジュール

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
展示施設基本計画			
建築設計			
展示設計			
建築工事			
展示製作			